

## 法人の概要

拠点住所	520-0044 大津市京町三丁目5番12号		
ふりがな 法人名	しゃかいふくしほうじん おおつにおのはましようがいしゃふくしほうじん 社会福祉法人 大津におの浜障害者福祉法人	ふりがな 代表者氏名	りじちよう しらすぎ しげお 理事長 白杉 滋朗
主たる事務所	520-0801 大津市におの浜四丁目2-33	TEL FAX	077-511-2111 077-527-5515
許可年月日 番号	平成13年3月22日 第340号	設立登記 年月日	平成13年3月28日

## 法人の事業

	事業内容
第2種 社会福祉事業	大津市立障害者福祉センターの受託経営
	相談支援事業の経営
	一般相談支援事業の経営
	特別相談支援事業の経営
	障害福祉サービス事業の経営

## 役員等 (敬称略、順不同)

理事 8名

区分	氏名	任期
理事長	白杉 滋朗	自R5.6 至R7.6
理事	乾澤 正和	
	奥村 清和	
	石野 富志三郎	
	大石 康雄	
	西川 実千子	
	元藤 大幹	
	秋田 悦雄	
白杉 滋朗		

監事 2名

区分	氏名	任期
監事	後藤 康幸	自R5.6
	新實 幸子	至R7.6

第三者委員会

氏名	
松村 裕美	学識経験者
藤木 充	評議員

評議員 10名

区分	氏名	任期
評議員	北村 茂	自R3.6 至R7.6
	杉浦 登	
	北川 みよ子	
	千代 章浩	
	植松 久仁子	
	山路 美登	
	藤木 充	
	森田 芳久	
	福田 實	
	井ノ口 浩士	自R5.6 至R7.6

## 法人単位資金収支計算書

(自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月 31日

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	障害福祉サービス等事業収入	24,863,519	24,881,517	△17,998	
	受取利息配当金収入	645	646	△1	
	その他の収入	330,000	339,526	△9,526	
	事業活動収入計 (1)	25,194,164	25,221,689	△27,525	
支出	人件費支出	21,167,590	21,046,525	121,065	
	事業費支出	6,004,535	5,908,235	96,300	
	事務費支出	1,744,260	1,715,890	28,370	
	事業活動支出計 (2)	28,916,385	28,670,650	245,735	
	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	△3,722,221	△3,448,961	△273,260	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	支出				
施設整備等支出計 (5)	0	0	0		
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)	0	0	0		
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計 (7)	0	0	0	
	支出				
その他の活動支出計 (8)	0	0	0		
その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)	0	0	0		
予備費支出 (10)	0	-	0		
	△0				
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△3,722,221	△3,448,961	△273,260		
前期末支払資金残高 (12)	35,671,150	35,671,150	0		
当期末支払資金残高 (11)+(12)	31,948,929	32,222,189	△273,260		

## 法人単位事業活動計算書

(自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月 31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収 障害福祉サービス等事業収益	24,881,517	25,505,346	△623,829	
	益 サービス活動収益計 (1)	24,881,517	25,505,346	△623,829	
	費 人件費	21,055,953	19,643,308	1,412,645	
		事業費	5,908,235	5,549,063	359,172
		事務費	1,715,890	1,600,235	115,655
		減価償却費	76,419	86,445	△10,026
サービス活動費用計 (2)	28,756,497	26,879,051	1,877,446		
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	△3,874,980	△1,373,705	△2,501,275		
サービス活動外増減の部	収 受取利息配当金収益	646	629	17	
	益 その他のサービス活動外収益	339,526	5,468,633	△5,129,107	
	サービス活動外収益計 (4)	340,172	5,469,262	△5,129,090	
	費用				
	サービス活動外費用計 (5)	0	0	0	
サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5)	340,172	5,469,262	△5,129,090		
経常増減差額 (7)=(3)+(6)	△3,534,808	4,095,557	△7,630,365		
特別増減の部	収				
	益 特別収益計 (8)	0	0	0	
	費用 固定資産売却損・処分損	2	0	2	
	特別費用計 (9)	2	0	2	
特別増減差額 (10)=(8)-(9)	△2	0	△2		
当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)	△3,534,810	4,095,557	△7,630,367		
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)	34,988,341	30,892,784	4,095,557	
	当期末繰越活動増減差額 (13)=(11)+(12)	31,453,531	34,988,341	△3,534,810	
	基本金取崩額 (14)	0	0	0	
	その他の積立金取崩額 (15)	0	0	0	
	その他の積立金積立額 (16)	0	0	0	
次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)	31,453,531	34,988,341	△3,534,810		

## 法人単位貸借対照表

令和 5年 3月 31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	32,441,895	36,089,225	△3,647,330	流動負債	1,057,962	1,246,903	△188,941
現金預金	32,137,571	35,930,678	△3,793,107	事業未払金	218,506	416,575	△198,069
事業未収金	156,974	140,947	16,027	職員預り金	1,200	1,500	△300
前払費用	147,350	17,600	129,750	賞与引当金	838,256	828,828	9,428
固定資産	10,069,598	10,146,019	△76,421	固定負債	0	0	0
基本財産	10,000,000	10,000,000	0	負債の部合計	1,057,962	1,246,903	△188,941
定期預金	10,000,000	10,000,000	0	純 資 産 の 部			
その他の固定資産	69,598	146,019	△76,421	基本金	10,000,000	10,000,000	0
器具及び備品	69,598	146,019	△76,421	第1号基本金	10,000,000	10,000,000	0
				国庫補助金等特別積立金	0	0	0
				その他の積立金	0	0	0
				次期繰越活動増減差額	31,453,531	34,988,341	△3,534,810
				(うち当期活動増減差額)	△3,534,810	4,095,557	△7,630,367
				純資産の部合計	41,453,531	44,988,341	△3,534,810
資産の部合計	42,511,493	46,235,244	△3,723,751	負債及び純資産の部合計	42,511,493	46,235,244	△3,723,751

# 社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会

## 役員等の報酬等支給基準

(平成29年制定)

### (目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定による役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬の支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬基準)

第2条 法人の役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員（理事長を除く）に対しては、報酬は支給しない。

- 2 理事長の報酬は、月額3万円とする。
- 3 理事長以外の役員等に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

### (報酬の支給方法)

第3条 第3条 理事長の報酬は、毎月25日に支払う。ただし、その日が金融機関の休日の場合は、その日前であって金融機関の休日でない最も近い日を支給日とする。

- 2 理事長以外の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金により本人に支給する。

### (規程の改廃)

第4条 この基準の改廃は、評議員会の承認を得て行うものとする。

### 附 則

#### (施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年6月12日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年6月12日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和2年9月25日より施行し、令和2年4月16日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、令和5年6月定時評議員会終結後に施行する。

別表第1 (第2条第3項関係) 役員等(理事長を除く)に対する報酬

名 称	報 酬
理事・監事	給与所得の源泉徴収税額(日額表 乙欄)差引後、 手取額 3,000 円
評議員	給与所得の源泉徴収税額(日額表 乙欄)差引後、 手取額 3,000 円
評議員選任・解任委員	給与所得の源泉徴収税額(日額表 乙欄)差引後、 手取額 3,000 円